

## 令和2年第6回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年6月4日（木）13時27分から14時07分

2. 開催場所 基幹集落センター2階ホール

3. 出席委員（19名）

会長	19番 原 心一
会長職務代理	7番 森安 正
委員	1番 水田 義郎 2番 平山 則雄 3番 横山 実男 4番 森田 良彦 5番 岡田 修一 6番 堤 昭雄 8番 宗石 和彦 9番 西村 広幸 10番 西岡 久 11番 山崎 彰 12番 三木 克司 13番 上島 陽子 14番 鍵山 佳広 15番 小松 和啓 16番 三谷 富重 17番 山内 茂 18番 岡本 博臣

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号 非農地証明願いについて

第3号 農地法第4条の規定による届出について（報告）

第4号 農地法第5条の規定による届出について（報告）

第5号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）

第6号 下減面積の設定について

第7号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 和田 小百合

事務局係長 公文 正志

農地主事 野島 和仁

農地係長 松浦 誠

7. 会議の概要

開会（13時27分）

議長

皆さん、こんにちは。ちょっと早いんですけど、全員お揃いですので、農業委員会を進めたいと思います。コロナウィルスの関係でですね、今回につきましても推進委員さんには出席をいただいていません。農業委員さんだけの、今日は会でありますが、来月はですね、全員で会を進めていきたいという思いをもってますが、極端に感染が広がったりするとどうなるかはわかりませんが、そういう予定をしております。7月になれば皆さん方と懇親会もまた歓送迎会も行いたいという思いもしてましたけれども、もう1ヶ月様子を見てですね、8月から先にという思いもしております。8月になりますと早生地帯の稲刈りというふうなことと重なりますので、若干無理があるかもわかりませんが、予定通りいくかどうかもわかりませんけども、計画はしておりますので、よろしくお

願いしたいと思います。

それぞれ皆さん方お忙しい中をご出席いただきまして有難うございました。令和2年の第6回の農業委員会の会をただ今より開催をしたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

それでは議案に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いしたいと思います。

本日皆さん方に議案書はいってますが、訂正箇所はございませんのでよろしくお願ひをしたいと思います。本日の議事録の署名人は山崎委員、三木委員にお願いをしますのでご両人よろしくお願ひをしたいと思います。議案の中では3条ですね、2名の方が退席をいたしかねばということもありますけれどもその都度説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひをします。

それでは議案につきまして、第1号の説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百歳字水戸1667番、地目は畠、面積は337m<sup>2</sup>、外4筆、計5筆で合計面積2,184m<sup>2</sup>、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は1,297m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は1で10a当たり366,300円で総額800,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町日ノ御子字土居川375番1、地目は田、面積は1,401m<sup>2</sup>、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は5,825m<sup>2</sup>、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は隣接地の取得、資料は2で10a当たり700,000円で総額980,700円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町梅久保字柳ノ本118番4、地目は畠、面積は163.27m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆で合計面積404.27m<sup>2</sup>、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は3,543.3m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は農家創設、資料は3です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町鮎生野字西ツソバ109番、地目は田、面積は441m<sup>2</sup>、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は18,784m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は4で10a当たり907,000円で総額400,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字小松ヶ瀬846番、地目は田、面積は942m<sup>2</sup>、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は2,139m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は5で10a当たり112,696円で総額106,160円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町朴ノ木字大門129番1、地目は田、面積は160m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆で合計面積998m<sup>2</sup>、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は7,458m<sup>2</sup>、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は隣接地の取得、資料は6で10a当たり100,200円で総額100,000円です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町大柄字中ノ澤1372番、地目は畠、面積は477m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆で合計面積995m<sup>2</sup>、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は17,626.87m<sup>2</sup>、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は隣接地の取得、資料は7で10a当たり300,000円で

総額298,500円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の用件には該当しないものと判断しております。

続いて補足説明を致します。写真資料の3-1から見ていただいて、こちら梅久保の農地になるんですが、前回、この方他の農地を3条で■さんから■さんが購入をされてるんですけどもこの2筆については登記地目が宅地、あと現況が山林のところがあつたんですけども、こちらも農地として梅を植えてですね、耕作するということで、資料の3-4に農地の復旧計画書をつけてあります。118番4についてはですね、今年草刈を行いまして来年の3月に梅を定植をしていくというふうになっております。山林になっている1-21番についてはですね、今年草刈等と伐採を順次行つていまして3月に定植ということで5年に亘つての計画になっております。今回の売買については前回3条で出た農地とですね、この2筆と外に宅地とか山林の部分があるんですけども、それを含めて裁判所の審判によって■さんが購入されるということになります。以上です。

議長

はい、議案第1号につきましてですね、説明がありましたのでただ今より、質疑を行いたいと思いますが、2番と7番でしたかね、それぞれ関係者がありますので、2番の■さんのを先に審議をしたいと思いますので、■さん、退席を願えますか。

-----■委員退席-----

議長

それでは2番につきまして、ただ今より、皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問はないでしょうか。

これ誰が田植えしちゅうが。■さんがしちゅうが。写真で田植しちゅう。

事務局

これは■さんが。

議長

何かご質問有りませんか。

-----質疑なし-----

議長

格段無ければですね、採決に入つていきたいと思いますがご異議ございませんかね。

-----異議なし-----

議長

はい、それでは2番の■さんの案件について賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。  
■さん、入つてください。

-----■委員入席-----

-----■委員退席-----

議長

続きまして、7番の案件につきまして、■さんの条件につきまして審議を

したいと思います。

7番の案件につきまして皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何か質問は有りませんか。

――質 疑 な し――

議 長 格段無いようすで採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異 議 な し――

議 長 はい、それでは7番の案件につきまして賛成されます方の举手をお願いします。

――全 員 举 手――

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

――■委員入席――

議 長 お2人の案件につきましてはですね、ご承認をいただきましたのでご報告をしておきます。

それでは引き続きまして全般的に皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが何か質問は有りませんでしょうか。

事務局、すいません、資料3-4の営農計画書の中の方に農地復旧計画の下にかつこの中に機械のリース費と書いて万円まではあるけれども金額が載ってないということは機械をリースをしてないということでそういうふうな判断ですか。わざわざ書いちゅうき、何万円か入るろうか

事務局 そうですね、機械について、チェーンソーはお持ちということで、あと一緒にやる方がおいでまして臨時雇用とか出でますが。ゆくゆくは法人とかにしたいという意向もあるようとして、この梅久保、そうですね、機械についてはこれ以上の情報は持っていないです。

議 長 わかりました。他に何かご質問は有りませんかね。

――質 疑 な し――

事務局 格段無いようですが、議案第1号につきまして採決に入りたいと思いますがご異議ございませんか。

――異 議 な し――

議 長 はい、それでは議案第1号農地法第3条の案件による許可申請について原案通り賛成の方の举手を求めます。

――全 員 举 手――

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による取消報告についての説明をお願いします。

事務局

報告第2号 農地法第3条の許可取消について報告いたします。

1番、申請地は土佐山田町逆川字小芝1760番、地目は田、面積は132m<sup>2</sup>、外3筆、計4筆で合計270.09m<sup>2</sup>、譲渡人、[REDACTED]

[REDACTED] 譲受人、[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] 取消理由は譲渡人の事情による取消のため、権利は所有権移転売買、許可日は平成12年9月6日です。以上です。

議長

はい、説明がありましたので、ただ今より、議案第2号につきまして皆さん方より、質問を受けたいと思いますが、ご質問有りませんかね。

これは全筆、他にも何か筆があったがです。そうじやない。この案件で全てじゃなくて、外にもその時にあった分の一部っていうことではないわね。

事務局

今回の取消については平成12年の9月6日に許可になった、全筆、4筆を取り消しを行ったものです。譲渡人の方は亡くなられてまして、相続人の息子さんが来られてまして、その整理をする中で、こういった許可書が出てきたということです。これは履行されておらず、理由については当初父親が家族に相談せずに進めていて、いざ売買になったときにですね、反対になってその時も登記まで至らなかつたということで、譲受人の方も了承しており、今回取消の願いが出てきたということです。

議長

はい、有難うございました。

議案第2号につきまして皆さん方より、何かご質問があれば受けたいと思いますが、ございませんかね。

#### ――質疑なし――

議長

格段無いようですが、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

それでは続きまして議案第3号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。

事務局

報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町杉田字サカエヤシキ251番1、地目は田、農振区分は農用地、面積は400m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆、合計面積740m<sup>2</sup>、貸人、[REDACTED]

[REDACTED] 借入、[REDACTED]

[REDACTED] 成立日、解約日、引渡日ともに令和2年4月17日、解約理由は経営縮小のためです。

2番、申請地は土佐山田町中野字上小島737番、地目は田、農振区分は農用地、面積は2,622m<sup>2</sup>、外2筆、計3筆、合計面積5,392m<sup>2</sup>、貸人、[REDACTED]

[REDACTED] 借入、[REDACTED]

[REDACTED] 成立日、解約日、引渡日ともに令和2年4月24日、解約理由は病気等で労力不足のためです。

3番、申請地は土佐山田町小田島字溝田415番2、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,912m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆、合計面積2,642m<sup>2</sup>、貸人、[REDACTED]

[REDACTED] 借入、[REDACTED]

[REDACTED] 成立日、解約日、引渡日ともに令和2年4月24日、解約理由は病気等で労力不足のためです。

4番、申請地は香北町美良布字小松ヶ瀬846番、地目は田、農振区分は農用地、面積は942m<sup>2</sup>、貸人、[REDACTED] 借入、[REDACTED]

[REDACTED] 成立日、解約日、引渡日ともに

	令和2年5月11日、解約理由は売買のためです。以上です。
議長	はい、以上説明が終わりましたので、議案第3号につきまして、皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何か質問は有りませんかね。2番と3番、[REDACTED]って人は同一人物ですか。
事務局	同一人物です。
議長	一か所は[REDACTED]に住所があり、もう一つは[REDACTED]ということになろうと思うんですが。
事務局	普段はこの[REDACTED]の住所に。
議長	[REDACTED]に住所をおいちゅう意味は。
事務局	ちょっとわかりません。
議長	わかりました。 何かご質問は有りませんかね。
-----質疑なし-----	
議長	格段無いようでのこの件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひをします。 それでは続きまして議案第4号農地法第4条の規定による届け出の報告につきまして説明をお願いします。
事務局	報告第4号 農地法第4条届出報告について説明致します。 1番、申請地は土佐山田町秦山町3丁目67番1、地目は田、面積は856m <sup>2</sup> 、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は駐車場、資料は8で、調査員は事務局公文です。以上です。
議長	以上説明が終わりましたので、議案第4条の規定による届出の報告ですが、この件につきまして皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。 市街化区域内の土地であってですね、駐車場にされるということでですね、航空写真を見ますと現況も駐車場になっておるようにも見受けられますが、ここは何か工事はしてました。更地にする工事をしてですね、一回区画をまた切り直して線を引いて駐車場にするんじゃないかなと思いをしてますけれども、何かご質問は有りませんか。
-----質疑なし-----	
議長	格段無いようでの、議案第4号につきましてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。 続きまして議案第5号農地法第5条の規定による届け出の報告につきまして説明をお願いします。
事務局	報告第5号 農地法第5条届出報告について説明致します。 1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字百石畠99番、地目は田、面積は839m <sup>2</sup> 、外2筆、計3筆、合計面積1,614m <sup>2</sup> 諾渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、転用目的は土砂置場、資料は9で調査員は事務局公文です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字長谷川丸162番1、地目は田、面積は769m<sup>2</sup>、実測1,139.38m<sup>2</sup>外3筆、計4筆、合計面積3,112m<sup>2</sup>、実測で2,639.43m<sup>2</sup>です。譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、転用目的は[REDACTED]、資料は10で調査員は事務局公文です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字新町丸476番10、地目は田、面積は98m<sup>2</sup>、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造スレート葺2階建住宅1棟、資料は11で調査員は事務局公文です。以上です。

議長

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より、議案第5号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問有りませんか。

公文君、10-3の写真の上の写真の赤線の。

事務局

補足説明をします。

資料の10-3をお願いします。③の上の写真の真ん中に赤線が伸びてますが、前回と前々回の許可で③の写真の右上に見える家の前にですね、道を付け替える計画となっております。写真の右上の辯とですね、この黄色の線の間に付け替えられるという計画になっております。以上です。

議長

はい、わかりました。これはたぶん建設課というか、財産を売って買うというか、付け替えというか、許可になっちゃうがやない。役場の中で。

事務局

そうですね、許可になって開発許可も出て、今工事が進んでおります。

議長

はい、わかりました。

他に何かご質問は有りませんかね。

全てが市街化区域内の中の宅地化をしていくというふうなことですので各段問題は無いと思いますが、1番については土砂置場最終的にはどうなる。

事務局

最終的にはちょっとどうなるかまではちょっと確認は取れませんが、今現状はですね、整地をしてるような感じに見えます。

議長

赤土を盛っちゃう、なんか。最終的には元へ戻すというわけじゃないよね。宅地化するね。

事務局

おそらくそうです。

後ろの田もあるので。資料9-1の下の写真を見ていただくと、その計画区の南側の農地があるので何か一緒に考えている可能性はあるのではないかと思われます。

議長

この辺り全部市街化区域。

事務局

市街化区域です。

議長

これからちょっと東へ行くところと図書館が出来る予定地があらあね。

事務局

この右、写真の。

議長	あそこは全部調整区域って言わざった。
事務局	調整区域です。
議長	線引きの線が妙にわからん。土礆線を東へ越したら市街化区域よね。
事務局	資料9の上の住宅地図を見ていただくと、ちょうどですね、鏡野用水が左の上から青い水路が来てると思うんですけど、これがたぶん境くらいになってると思います。
議長	線のことについては香美市の方でかちっと調査しちゅうと思うんで。このことについては市街化区域ということで、問題は無いということで判断したいと思いますし、仮にここが調整区域であればですね、南側の土地の人の承諾をもらわなあいかんけども市街化区域であれば必要性が無いと考えていいわけ、農業委員会としては。 鏡野用水の青線が通っちゃらあね。左の北の方から来て、ずっと南へ来て赤く塗っちゃうところの隣が青線が通っちゃらあね、水路の、これが鏡野用水。
事務局	そうです。はい。
議長	これを境に右側が農業振興地域っていうか市街化区域との線の境。
事務局	はっきり線がこれとは言えないんですけど、この三角っていうかね、線路となっているところは調整区域です。ここへちょうど家のある隣へですよね、図書館が建設される予定ですけど。
議長	それは図書館やろ。
事務局	調整区域です。
議長	図書館の場合は調整区域でもですね、許可になるとは思うけども、現在申請が出ちゅう場所について市街化区域内のことであればですね、農業委員会が各段どうこう言うことはないとは思いますので、報告案件になっちゅうとお思いますのでご理解をいただきたいと思います。それでは皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思いますが、何か有りませんかね。
<b>――質疑なし――</b>	
議長	格段無いようですので、議案第5号につきましてはですね、報告のみとさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います 続きまして議案第6号香美市農用地利川集積計画の諮問でありますか、説明をお願いしたいと思います。
事務局	9ページになります。議案第6号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。 1番、新規設定です。土佐山田町楠日の農地、791m <sup>2</sup> を [REDACTED]さんが借り受け、青ネギを栽培します。賃借権で期間は5年となります。 2番も、新規設定になります。土佐山田町楠日の農地2,199m <sup>2</sup> を [REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年となります。 続きまして10ページにいきます。3番、再設定です。土佐山田町楠日の農地

3筆、合計6,346m<sup>2</sup>を、2番と同じ■さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年です。

4番、新規設定です。土佐山田町佐野の農地、合計4筆を、2,601m<sup>2</sup>になります。■さんが借り受け、露地野菜を栽培します。賃借権で期間は5年となります。

続いて11ページにいきます。5番、新規設定で、土佐山田町古町と岩積の農地2筆、合計1,851m<sup>2</sup>を、4番と同じ■さんが借り受け、露地野菜を栽培します。賃借権で期間は同じく5年です。

6番、再設定になります。土佐山田町中野の農地2筆、合計3,052m<sup>2</sup>を■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で、期間は15年です。

12ページに移ります。7番、再設定で、土佐山田町須江の農地3筆、合計2,477m<sup>2</sup>を、■さんが借り受け、青ネギを栽培します。賃借権で、期間は1年です。

8番も再設定です。土佐山田町杉田の農地2筆、合計1,917m<sup>2</sup>を、■さんが借り受け、青ネギを栽培します。こちらは使用貸借権で、期間は10年となります。

次に13ページにいきます。9番は新規設定です。土佐山田町佐古藪の農地、1,572m<sup>2</sup>を、同じく■さんが借り受け、オクラを栽培します。賃借権で、期間は5年となります。

10番、再設定です。香北町中谷の農地、280m<sup>2</sup>を、■さんが借り受け、こんにゃくを栽培します。こちら使用貸借権で、期間は3年となります。

14ページに移ります。11番、こちらも再設定です。香北町革生野の農地、1,375m<sup>2</sup>を、■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で、期間は10年となります。

12番、再設定です。香北町革生野の農地、1,497m<sup>2</sup>を、11番と同じ■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で、こちらも期間は10年となります。以上です。

議長 以上説明が終わりましたので、議案第6号の香美市農用地利用集積計画についてのですね、質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。

それぞれ、地域の皆さん方の借りられる農地の関係する人の特に何かご質問があれば受けたいと思いますが、有りませんかね。

#### -----質疑なし-----

議長 格段無いようでの議案第6号につきまして、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### -----異議なし-----

議長 はい、それでは議案第6号香美市農用地利用集積計画の諮問であります、原案通り賛成の方の举手をお願いします。

#### -----全員举手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは議案第7号その他の件につきまして事務局の方から何か有りますかね。無し。各段無いようでので、ここで一旦少しだけ休憩をしてですね、農地利用最適化推進意見交換会を開催をしたいと思いますのでよろしくお願いをします。

それでは少しの間、休憩をしたいと思います。また、マイクの方で開会になつたら声を掛けますのでよろしくお願ひします。

閉会（14時07分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原ハ一 

署名人 三木克司 

署名人 山崎彰 